

第4章

施策の展開

施策の方向Ⅰ

人権尊重のための男女平等の意識づくり

施策の方向Ⅱ

あらゆる分野における女性の活躍の推進

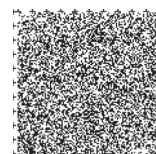
施策の方向Ⅲ

女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向Ⅳ

男女が自立し、生活できる社会づくり

計画推進体制の整備



第4章 施策の展開

施策の方向I 人権尊重のための男女平等の意識づくり

社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は重要です。

しかし、長年にわたり形成された「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識による慣習や慣行、制度が未だに残っており、市民の男女の地位の不平等感は解消されていません。

この男女平等を阻害する慣習や慣行、制度をなくしていくことで、主体的に多様な選択ができ、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら自分らしく生きられることにつながります。

男女共同参画を進めるためには、男女平等の正しい理解を広げ、市民一人ひとりの主体的な行動につなげていくことが必要です。

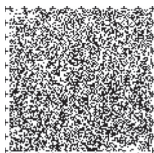
また、*セクシュアル・マイノリティ⁹の人々が学校や社会生活のあらゆる場面において、様々な困難を抱えていることが指摘されています。すべての人々が持つ*性的指向¹⁰ (Sexual Orientation)と*性自認¹¹ (Gender Identity)による「SOGI」の視点に基づいた意識づくりと差別の解消に向けた啓発や教育もあわせて必要です。

施策

- 1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発
- 2 男女平等の視点に立った教育の実践

目指す姿

地域や学校等、あらゆる場や機会において固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等に関する学習や教育に取り組み、女性も男性もお互いの人権を尊重しながら性別にかかわらず自分らしく生きられる男女共同参画社会の実現を目指します。



⁹ セクシュアル・マイノリティ: LGBTなど、性的指向、性自認等で多数とは異なる性のありようを持つ人たちの総称

¹⁰ 性的指向: 好きになる相手の性別

¹¹ 性自認: 体に関係なく自分が認識する性

施策1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発

現状と課題

本市では、男女平等推進施策を実施するための拠点である男女平等推進センターを中心に、講座や講演会などの開催を通じ、男女平等の意識づくりを進めてきました。

その結果、市民の男女平等の意識はたいへん高くなりましたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度が根強く残っていることから、身近な生活の場における男女の不平等感は解消されていません。

あらゆる機会を通じて、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等の意識をつくるための啓発に取り組んでいく必要があります。

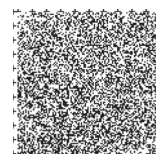
具体的事業

● 男女平等の視点に立った情報の収集と提供

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
1	男女平等の視点に立った市行政刊行物の作成	市の刊行物等の用語やイラストの表現について、「行政刊行物における表現の手引き」を用い、男女平等の視点に立って作成する。	全庁
2	男女平等に関する広報・啓発の充実	各種媒体を活用し男女共同参画に関する啓発を行い、固定的な性別役割分担意識の解消を進める。また、SNS等を活用した新たな情報発信の検討を行う。	協働推進部
3	男女平等の視点に立った情報の収集と提供	男女平等問題に関する資料等の収集・提供や男女共同参画の各種運動に関連する企画展示を実施し、資料利用の活性化を図るとともに、男女共同参画社会づくりへ向けた啓発を行う。	協働推進部 市民文化部
4	男女平等に関する調査研究事業の実施	男女平等に関する課題について、専門家によるワーキンググループを設置し、調査研究を行う。	協働推進部

● 講座・講演会等による意識啓発

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
5	男女平等意識啓発のための講座等の開催	固定的な性別役割分担意識を解消し、男女の経済的・社会的・生活的自立を図るための講座や講演会を開催し、男女平等の理解を深める。	協働推進部 市民文化部 各総合支所
6	若年層に対するセミナーの開催	学生を対象として、男女が共に能力を発揮し積極的に社会や地域、家庭への参画ができるようセミナーを開催する。	協働推進部
7	男女平等に関する市職員研修の実施	人権尊重の視点に立ち、職員の意識を変革し、男女共同参画社会の実現に向けて主体的に行動する職員を育成するために、市職員研修を実施する。	総務部 (全庁)

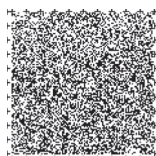


● 男性の男女共同参画に関する理解の促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
8	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発 (男性に対する啓発の推進)	家庭、仕事、地域活動、個人の社会活動等の調和を図るため、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。	協働推進部 商工観光労働部

● 市民との協働による啓発の推進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
9	久留米女性憲章制定を記念した久留米女性週間事業の実施	久留米女性憲章の制定を広く市民に周知し、久留米女性週間を中心に記念事業「くるめフォーラム」等を実施することで男女平等意識の浸透を図る。	協働推進部 (全庁)
10	男女平等を推進する市民活動団体への支援と協働	男女共同参画社会の実現を目的とする市民活動団体の自主的な活動に対して支援を行うとともに、協働での取組を進める。	協働推進部
11	校区等における男女平等学習の実施	校区コミュニティ組織における男女平等学習への取組を促すとともに支援を行う。	協働推進部 市民文化部



施策2 男女平等の視点に立った教育の実践

現状と課題

本市では、保育・教育関係者に対する研修の実施や男女平等教育に関する副読本、条例パンフレットの活用により男女平等の意識づくりを進めてきました。

市民の「学校教育の場」における男女の平等感が高く、また、子どもの育て方における固定的な性別役割分担意識の解消も進んでいます。

一方、子どもは生活のあらゆる場面で様々な価値観を学び身につけていくことから、次世代を担う子ども達の固定的な性別役割分担意識を解消し、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による影響が出ないように、日頃から家庭や学校、地域で男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。特に、固定的な性別役割分担意識は、幼少期から長年にわたり形成されることから、子どもの発達段階に応じたジェンダーの視点による幼児教育や学校教育は非常に大切です。

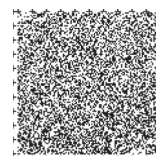
また、学校環境に固定的な性別役割分担が組み込まれる、いわゆる※「隠れたカリキュラム¹²」を防止するために、教職員への男女平等に関する意識啓発や研修を継続して実施することも重要です。

具体的事業

● 幼児教育・学校教育の場における男女平等教育の実践

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
12	男女平等保育の実施及び情報提供	男女平等保育を実施するため、保育所や幼稚園関係の職員に対し、男女平等など人権に関する研修や情報提供を行う。	子ども未来部
13	男女共同参画教育の推進	教育活動全般における男女共同参画教育を推進するため、校長会や学校訪問等の機会を活用し、指導・助言を行うとともに、男女共同参画教育の充実をテーマにした教職員研修など、男女平等の視点を内容に盛り込み、教職員の意識向上を図る。 また、子ども達の男女共同参画の意識づくりを進めるための教材について、効果的な活用の在り方を踏まえて改訂を検討する。	教育部
14	制服の選択制の検討（新規）	学校における性別で分けない環境づくりを進め、誰もが多様性を認め、安心して学校生活を過ごすことができるよう、機能的で性別で分けない制服の選択制導入を検討する。	教育部
15	健康教育や性教育の指導の充実	児童・生徒の発達段階に応じた健康教育や性教育が行えるよう、男女共同参画教育やセクシュアル・マイノリティの視点を踏まえた指導の充実を図る。	教育部

¹² 隠れたカリキュラム：教育する側が意図する、しなない関わらず、学校生活を営む中で児童・生徒自らが学びとっていき全ての事柄



施策の方向Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の対等な構成員として均等に参画する機会が確保され、個人の能力が最大限に発揮できることが重要です。

少子高齢社会が進む中、あらゆる分野において性別や立場に関係なく対等かつ均等に参画できる社会は、多様な意見が反映され社会経済情勢の変化にも対応できる豊かで活力ある社会につながります。

また、働く場における女性の活躍は、女性自身の経済的自立を進め、社会の多様性を生み、社会全体に付加価値を生み出す原動力となります。女性活躍を阻む男性中心型労働慣行の見直しと人権意識に基づいた職場づくりや企業等の※ポジティブ・アクション¹³を含めた取組を進めて行くことも必要です。

行政や雇用の分野、農業・商工自営業、家庭や地域において、男女が対等かつ均等に参画するには、固定的な性別役割分担意識による慣習や慣行、制度を解消し、男女がともに希望する分野で性別や年代に関係なく活躍できるような人材の育成と環境づくりが求められます。

施策

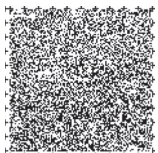
- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
- 2 雇用の分野における男女共同参画の促進
- 3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進
- 4 家庭・地域における男女共同参画の促進
- 5 ワーク・ライフ・バランスの実現

目指す姿

固定的な性別役割分担意識に基づく慣習や慣行、制度を解消するための意識啓発や環境づくり、女性の人材育成に取り組み、女性も男性も社会活動、経済活動、家庭活動に積極的に参画し、性別にかかわらずあらゆる分野で活躍できる社会を目指します。



¹³ ポジティブ・アクション：男女間の格差を改善するため、必要範囲において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること



施策1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進

現状と課題

本市では、性別にかかわらず多様な意見を施策に反映させるため、審議会等における女性の登用を積極的に進めました。

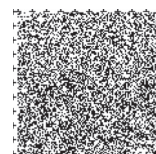
その結果、市の審議会等における女性の登用率は高い水準を達成しています。しかし、多くの分野では、未だに政策・方針決定の過程への女性の登用は進んでいません。

政策・方針決定過程へ女性の登用をさらに進めるためには、男女双方の意識の改革や女性人材の発掘・育成、女性が参画しやすい環境づくり等、ポジティブ・アクションによる実効性のある取組が必要です。

具体的事業

● あらゆる分野における女性の登用の促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
16	審議会等への女性の登用の推進	全ての審議会等委員の男女の割合がほぼ同数となるよう、推薦団体に対し女性委員の登用を働きかける。	全庁
17	市女性職員の役職者等への登用の推進	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に基づき、管理・監督職への女性登用を進め、市における男女共同参画を推進する。	総務部
18	農業委員への女性参画促進	女性農業委員推薦の確保に向け、農業者・農業者団体等に対し啓発活動を行う。	農業委員会事務局
19	商工団体の方針決定の場への女性登用の促進	商工団体の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた啓発活動を行う。	商工観光労働部
20	政策・方針決定過程における女性人材の育成	政策・方針決定の場をはじめ、あらゆる分野に女性が参画し活躍できるよう、男女共同参画の理解を深めるための講座の開催や女性人材の育成を進める。	協働推進部



施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進

現状と課題

雇用の分野では、男女の均等な機会と待遇の確保や女性活躍の推進などを目標に、事業者に対する啓発や女性活躍促進事業等に取り組みました。

しかし、市内事業所の女性管理職の割合はまだ低く、職場においても「男性優遇」と感じる市民の割合が半数近くにのぼるなど、依然として不平等感が残っています。女性は、出産によりキャリアの中断を余儀なくされたり、仕事と家庭の両立のために非正規雇用での働き方をやむを得ず選択したりすることで、賃金や能力開発の機会等で格差が生じています。

就業は生活の経済的基盤であるとともに自己実現につながります。働きたいと希望する女性が仕事と家庭(家事・育児・介護)との二者択一を迫られることなく働き続けるためには、長時間労働の見直しと男性の家事・育児等の参画が喫緊の課題です。あわせて、女性の*エンパワメント¹⁴や処遇の改善及び労働者への権利の周知も必要です。

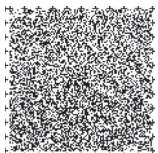
女性が継続して働くための制度の充実と効果的な運用により、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

具体的事業

● 男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
21	競争入札参加登録事業者に対する男女共同参画の意義の周知・啓発	競争入札参加登録事業者に対して、男女共同参画に関する情報提供や研修を実施する。 また、競争入札参加登録事業者に対し、女性活躍推進の取組に対する加点を検討する。	総務部
22	女性の就業を支援するための人材育成	女性の就職・再就職や就業継続のための講座等を開催し、希望する分野で働き活躍できるような人材を育成する。	協働推進部
23	事業所及び労働者に対する男女雇用機会均等法等の周知や女性の活躍に関する支援	事業所及び労働者に対し、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法等の労働関係法令や母性保護に関する情報発信を行い、女性が活躍できる環境づくりを促進する。	商工観光労働部
24	非正規労働者に対する権利の周知や理解促進	非正規労働者に対し、国、県と連携して労働法などの労働関係法制度の周知・啓発を行い、労働者の権利に関する理解の促進を図る。	商工観光労働部
25	職場におけるハラスメント防止の啓発	職場におけるハラスメントを防止するため、事業主や労働者を対象に、様々なハラスメントの防止に向けた啓発を行う。	商工観光労働部

¹⁴ エンパワメント：女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、様々な意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力を持つこと

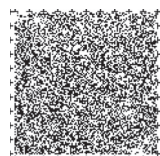
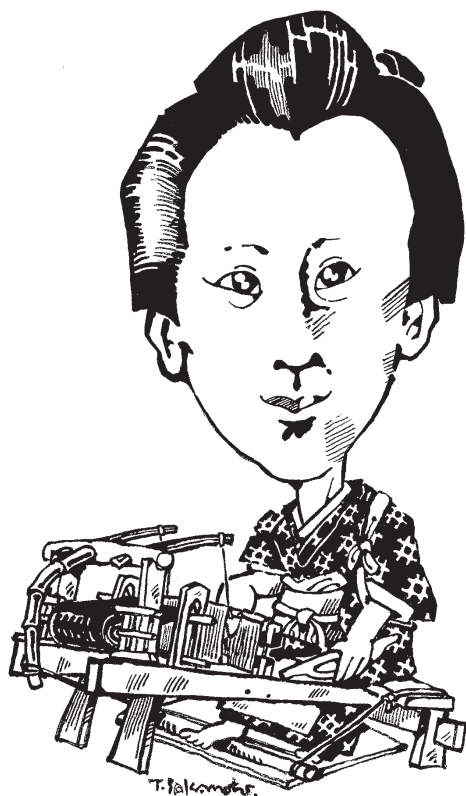


久留米絣の母 井上 伝

いのうえ・でん (1788~1869)

天保8年(1788)通外町に生まれる。7、8歳のころから木綿織を始め、12、3歳ころには大人も及ばぬひとかどの織り手となっていた。ある日のこと、伝は着古した木綿織の色あせたところに白い斑点があるのを見つけ、これを新しい織り模様のできないものかとひらめいた。伝はさっそくその布をほどいて、その糸の白黒に習って白糸を別の糸でくくってみた。これを藍で染め上げ、織ってゆく。幾度となく失敗を繰り返し、苦心の末織り上がった布には、一面に見事な白い斑点が浮かび上がっていた。伝はこの新しい織り模様の布を「加寿利」と名付けた。久留米絣の誕生である。

「ふるさとの肖像」より



施策3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進

現状と課題

本市では、農業等に従事する女性の多くは補助的な立場で働いており、経営に参画している女性は少ない状況です。農業及び商工自営業においても、多様な意見や発想を取り入れ女性が活躍することは、事業の発展にもつながります。そのためにも、女性が主体的に経営に参画することが必要です。

農業分野では、男女平等の意識啓発とあわせて認定農業者の共同申請や家族経営協定を進め、女性農業者の経営参画や働く環境を向上していくことが重要です。

また、商工自営業で働く女性が個性や能力を活かして活躍できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消とともに、起業を希望する女性に対する様々な支援に取り組んでいく必要があります。

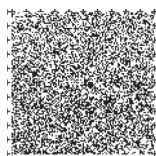
具体的事業

● 女性農業者の活躍促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
26	農業分野における男女共同参画施策の推進	女性農業者リーダーを育成するなど、女性農業者の活躍を支援することにより、農業における男女共同参画を推進する。	農政部
27	女性認定農業者の増加促進と家族経営協定の推進	認定農業者の更新時や各種研修会等において、認定農業者の共同申請に関する周知・啓発に取り組むとともに、家族経営協定を推進する。	農政部

● 商工自営業における女性の活躍促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
28	商工自営業者に対する男女共同参画社会の意義の周知・啓発	商工自営業者に対し、各種機関紙への記事の掲載や市主催等のセミナーへの参加を働きかけ、男女共同参画社会の意義について啓発を行い、意識改革を促す。	商工観光労働部
29	女性の起業促進	起業を目指す女性を支援し、女性の活躍を進めるため、関係機関と連携しながら、セミナーの開催や融資制度の情報提供等を行う。	協働推進部 商工観光労働部



施策4 家庭・地域における男女共同参画の促進

現状と課題

本市では、男性の家事・育児の参画を進める講座の開催や地域活動における女性参画の意識啓発、また、地域で活躍できる女性の人材育成等に取り組みました。

家庭生活において、育児に取り組む男性は増えましたが、男性の家事時間は女性に比べるとたいへん短く、家事の多くを女性が担っており、女性の家事負担は軽減されていません。

また、地域では、各校区コミュニティ組織の役員や自治会長における女性の登用率を調査するなど、地域活動における男女共同参画の推進に取り組みました。

しかしながら、多くの女性が、地域の役職に就くことに対して、「男性優位の組織運営になっている」「家事、育児、介護に支障が出る」など、地域の環境や家庭環境を理由に参画しづらい状況になっています。

今後は、地域において男女共同参画の理解を深めるとともに、地域活動における女性リーダーの育成と男性の家事や育児、介護などへの積極的な参画を進めていくことが必要です。

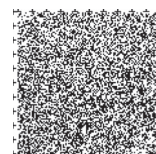
具体的事業

● 男性の家庭生活や地域活動への参画促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
30	男性の生活的自立のための講座の実施及び家事・育児・介護の参画促進	男性の家庭における生活的自立を目指すための講座(教室)を実施するとともに、主体的な家事・育児・介護等への参画を促す。	市民文化部 教育部 各総合支所

● まちづくり、地域活動における男女共同参画の促進

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
31	地域の女性人材等の育成	女性が地域で活躍し、地域活動が活性化するよう、地域活動における男女共同参画を進める意識啓発や女性の人材育成を行う。	協働推進部
32	地域活動での男女共同参画の促進	多様な人材が地域で活躍できるよう、校区コミュニティ組織や自治会の活動に対し、女性や若年層の積極的な参画・登用を働きかけるとともに、校区コミュニティ組織の役員を対象とした男女共同参画に関する研修会の実施を進める。	協働推進部
33	防災活動における女性参画の推進	地域における男女共同参画の視点を反映させた防災活動を実施するため、様々な活動への女性の参画を進め、地域の防災力の向上を図る。また、災害時における避難所については、男女共同参画の視点で運営されるよう取組を進める。	総務部



施策5 ワーク・ライフ・バランスの実現

現状と課題

企業等における働き方改革やワーク・ライフ・バランスへの取組が求められる中、本市では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、市民や市職員に対する啓発や保育所の待機児童の解消をはじめとする環境整備等を行いました。

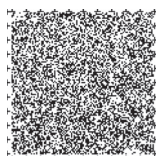
その結果、本市の男性職員の育児休業取得率は次世代育成支援対策推進法に基づく久留米市特定事業主行動計画の目標を達成するなど、一定の成果をあげました。しかし、市民の家庭生活における家事の多くは妻が担っており、その背景には家庭や職場における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が強く存在していることが考えられます。少子高齢社会が進む中、女性が働き続けるためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、性別にかかわらず誰もが働きやすい職場を作ることが必要です。また、男性中心型労働慣行を変革し、多様で柔軟な働き方を実現することで、優秀な人材の確保を促します。その結果、女性の活躍が推進され、経済の活性化につながります。

今後は、ワーク・ライフ・バランスの意識を高めるとともに、多様で働きやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

具体的事業

● ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と情報提供

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
6	若年層に対するセミナーの開催 【再掲】	学生を対象に、男女が共に能力を発揮し、積極的に社会や地域、家庭への参画を促すセミナーを開催する。	協働推進部
8	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発 (男性に対する啓発の推進) 【再掲】	男性の家庭や地域活動への参画を促し、ワーク・ライフ・バランスを実現するための情報提供や講座を開催する。	協働推進部 商工観光労働部
34	農業者へのワーク・ライフ・バランスに関する啓発の充実	ワーク・ライフ・バランスを実現し女性農業者の働く環境の向上を図るため、認定農業者の共同申請や家族経営協定を推進するとともに、意識の啓発に取り組む。	農政部
35	仕事と家庭の両立支援のための企業等への啓発及び支援の充実	企業の経営者の働き方改革に関する意識改革と職場環境の改善を図るための啓発を実施する。また、仕事と出産・育児・介護等の両立が可能な社会の実現のため、テレワークなど柔軟な働き方に取り組む事業所への支援を行う。	商工観光労働部
36	市職員のワーク・ライフ・バランスの推進	市職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、ワーク・ライフ・バランスの意義や制度内容の周知に努めるとともに、在宅勤務や時差出勤等について検討し、多様で柔軟な働き方の実現や休暇等を取得しやすい職場環境の整備に取り組む。 また、時間外勤務の縮減のため、業務の一層の効率化・簡素化、さらには職場風土の改革や職員の機運の醸成に取り組む。	総務部 (全庁)



● 両立支援制度の充実

No.	具体的事業	事業の内容	担当部局
37	ファミリー・サポート・センター事業の充実	乳幼児や小学生の預かり、保育施設への送迎など、小学生までの子育てについて、援助を受けたい人で行いたい人との相互援助活動を会員組織として支援し、地域の子育て支援活動を促進する。	子ども未来部
38	保育所待機児童の解消	共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、社会環境の変化に対応できるよう、保育士人材の確保及び施設整備等を進めることにより、受け入れ体制を充実させ、待機児童の解消を図る。	子ども未来部
39	多様な保育サービスの提供	共働き家庭の増加や就労形態の多様化の中、仕事と家庭の両立が図られ安心して子育てができるよう、多様な保育サービスを提供する。 (病児保育、一時預かり、休日保育、夜間保育、送迎保育ステーション)	子ども未来部
40	学童保育所の充実	子どもを安心して預けて働くことができるよう、施設及び指導員の確保の取組を進め、高学年児童の全校区受入を図る。	子ども未来部

